

第 9 号議案

亀岡市立小学校設置条例等の一部を改正する 条例の制定について

亀岡市立小学校設置条例（昭和 39 年亀岡市条例第 10 号）等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 8 月 29 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市立小学校設置条例等の一部を改正する条例

（亀岡市立小学校設置条例の一部改正）

第 1 条 亀岡市立小学校設置条例（昭和 39 年亀岡市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の表中 8 の項から 10 の項までを削り、11 の項を 8 の項とし、12 の項から 17 の項までを 3 項ずつ繰り上げる。

（亀岡市立中学校設置条例の一部改正）

第 2 条 亀岡市立中学校設置条例（昭和 39 年亀岡市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の表中 3 の項を削り、4 の項を 3 の項とし、5 の項を 4 の項とし、6 の項を 5 の項とする。

（亀岡市立義務教育学校設置条例の一部改正）

第 3 条 亀岡市立義務教育学校設置条例（平成 28 年亀岡市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の表を次のように改める。

名 称		位 置
1	亀岡市立亀岡川東学園	亀岡市馬路町溝ノ上14番地の4
2	// 育親学園	// 本梅町中野和田山1番地の2

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

亀岡市立小学校設置条例等の一部を
改正する条例案要綱

- 1 学校規模適正化による取組において、子どもたちのより良い教育環境の創出を目指すため、本梅小学校、畑野小学校、青野小学校及び育親中学校を閉校し、新たに育親学園を義務教育学校として設置すること。

- 2 この条例は、令和6年4月1日から施行すること。